

命に寄り添う在宅医療

機能強化型在宅療養支援診療所・在宅緩和ケア充実診療所

神戸クリニック

◆理念◆

出来る限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けること、また家族に囲まれて、在宅での最期を迎えることも選択できるように医療機関、訪問看護ステーションなど他職種連携を図り、在宅療養の支援を行ってまいります。

◆診療案内◆

神戸クリニック（カンベクリニック）

院長 野口 吉文（のぐち よしふみ）

〒519-0414 三重県度会郡玉城町佐田 500-1

電話番号：0596-58-8499

ホームページアドレス：<https://kanbe-clinic.com/>

診療科目：在宅医療・内科・外科

診療時間：午前 9：00～9：40※受付は9：30まで

：午後 17：00～18：00

	月	火	水	木	金	土	日・祝
9：00～9：40	○	○		○	○	○	
17：00～18：00	○	○			○		

休診日：水曜日・木曜午後・土曜午後・日曜・祝日

駐車場：10台以上完備

当クリニックは訪問診療・往診が中心ですので通院による一般外来診療や健診は、積極的には行っておりません。

※急な体調変化などがあり患者さん・家族さんからの直接の求めに応じて 24時間365日 往診します。

※紹介状なしでの新規患者さまへの緊急往診は行っておりませんので、ご注意ください。

※通院による診療は必ず事前にお電話でご確認下さい。

◆アクセス◆

車：伊勢自動車道 玉城インターチェンジより5分

電車：JR参宮線 田丸駅より徒歩12分



◆院長略歴◆

三重県玉城町生まれ

三重県立伊勢高等学校を卒業後、三重大学医学部へ進学

三重大学医学部附属病院にて研修後、尾鷲総合病院 外科、三重大学医学部附属病院 第一外科にて勤務、

米国オハイオ州シンシナチ大学医学部留学を経て、

大王町国民健康保険病院勤務後、

平成8年1月に鈴鹿市神戸にて「神戸クリニック」として開業

その後、平成12年12月に伊勢市中村町へ移転し、

平成19年8月に、現在の玉城町で開業。現在に至る

◆訪問診療◆

患者さんの状態に応じて、月1～2回定期的にご自宅や施設へ訪問し、診察します。24時間365日対応いたします。

癌終末期の方など、症状に合わせて、頻回に訪問する場合もございます。

◆在宅医療対象となる方◆

癌治療中で通院困難な方、指定難病、身体障害、認知症、その他様々な疾患や筋力低下等で通院による療養が困難な方や寝たきりの方、老衰等で看取り期にある方

◆対応可能な在宅医療◆

癌性疼痛管理、点滴管理、中心静脈栄養、気管切開管理、在宅酸素療法、在宅人工呼吸器管理、胃瘻・腸瘻等による経管栄養管理、インスリン治療、膀胱留置カテーテル管理、喀痰吸引管理、褥瘡管理、腎瘻管理、胸腹水管理、人工肛門管理、人工膀胱管理、看取り等

◆訪問診療エリア◆

玉城町、伊勢市、度会町等、当院から車で20分程度が訪問診療エリアです。



◆1ヶ月の診療費のめやす◆

訪問計画のもと、24時間365日対応を行い、

「1ヶ月に2回の訪問診療で特別な医療を行わない場合」



在宅

70歳以上

自己負担割合	費用/月	自己負担上限額/月
1割	約7,000円前後	18,000円 (非課税世帯 8,000円)
2割	約14,000円前後	18,000円
3割	約20,000円前後	年間所得により 3段階あり

70歳未満

3割	約20,000円前後	年間所得により 5段階あり
----	------------	------------------



施設

(有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム等)

医療保険+介護保険と合わせて、**1割負担の方で3000円前後**

単一建物診療患者の人数(1人の場合、2~9人の場合、10人以上の場合)により診療費が異なります。

※診療費の金額はあくまでも目安です。訪問回数や、採血、処置、点滴を行ったり、休日・夜間深夜往診又、胃瘻、在宅酸素、在宅中心静脈栄養、在宅自己注射、在宅人工呼吸器療法、癌性疼痛緩和などの**特別な医療を受けていると別料金が発生します。**

◆訪問診療費について◆

国が定めた医科診療報酬(点数)により算定いたします。

訪問診療費と別に、24時間365日対応や、必要に応じて他の病院、診療所、調剤薬局、訪問看護ステーション等と連携し、患者さんが安心して療養ができるよう、総合的に管理し体制を整えるための費用が1ヶ月に1度かかるため、少し割高になります。

※頻回訪問を要する方は、訪問回数や医療行為の内容、夜間・深夜の往診の加算等により、かなりの個人差がありますが、上記の金額より高くなります。標準負担額を超えた場合は、収入に応じた高額医療費の自己負担上限額になります。(詳細はホームページ)

◆お支払い方法等◆

- ・1ヶ月分まとめて、翌月の10日以降にご請求いたします。
 - ・現金払いのみ
 - ・ご自宅でのお支払い、クリニックでお支払い、お振り込み(手数料は患者様負担)でのお支払いかを選択いただけます。
- ※施設の方は施設単位でのお支払いです。
- ・診療費とは別に、調剤薬局へのお薬代が必要です。
 - ・訪問看護利用代金は、訪問看護ステーションへお支払い下さい。
 - ・予防接種や、各文書料は、保険外の実費となります。
 - ・現在のところ診療のための交通費はいただいております。

◆おくすりについて◆

当院は院外処方です。

ご希望があれば、薬局から自宅への配達も可能です。



◆訪問診療利用のお問い合わせ・申し込み◆

必ず、紹介医よりの情報提供書が必要です。

※お電話で先にご一報ください。申込書を事前にFAXいただける場合は、FAX番号をご案内しますので、ホームページ内のフォームを印刷していただき、FAXをお願いします。

(現在e-mailでの送信はできません)

◆保険証等について◆

◇健康保険証、各種受給資格証(高齢受給者証、限度額適用認定証等)、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、またお持ちの方は、身体障害者手帳、福祉医療費受給資格者証、特定疾患受給資格証を、必ずご提示ください。

◇健康保険証の変更、また新たに受給資格証を取得された方は、必ずご提示下さい。

◇高額療養費制度で、健康保険の毎月の自己負担額が一定以上になった場合、払い戻しが受けられます。

◇限度額適用認定証をご提示いただくと、診療費が自己負担限度額になります。提示されない場合は、ご自身でご加入の健康保険組合、または市町村窓口で払い戻しの手続きをとることで返金されます。上限額は年齢、所得、利用している健康保険の種類によっても異なりますので、詳しくはお手持ちの健康保険証に記載された保険者に、お問い合わせ下さい。

この払い戻しについては、自主的に申請することが必要です。

◇障害者の方、指定難病の方の医療費は公費でまかなわれるので、必ず資格証をご提示ください。

